

第3章 改良復旧事業

第1節 災害復旧助成事業（助成）

1 事業の対象及び採択基準

この事業は河川の災害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、災害復旧事業費に助成費（改良費）を加えて一定計画の下に施行する改良事業である。

助成事業の対象となるものは、1級河川（指定区間）の河川に限られる。

（ただし普通河川であっても、助成事業の着手までに1級河川に昇格することが確定的なものは対象とすることができる。）

災害復旧助成事業は、原則として災害発生年を含めて4箇年度以内で完了するよう予算措置されるが、助成工事費が30億円以上の大規模な工事については5箇年度以内で施行することとしている。

災害復旧助成事業は次の基準に適合する候補箇所のうちから選定する。（査定方針第18）

- 1 被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの。
- 2 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって、助成工事費が6億円を越えるもの。特殊な場合は助成工事費が5割以上のものも採択される場合もある。
- 3 原則として他の改良計画（5ヶ年計画など）のないもの。
- 4 助成事業によって得られる効果が大であるもの。
- 5 上下流（前後）に悪影響を与えないもの。
- 6 助成事業において降雨の規模が極めて大きく被災流量を下回る計画流量を設定せざるを得ない場合又は氾濫対策を実施する方が連続堤の整備等に比べて経済的に有利である場合は、必要に応じ氾濫対策を局部的に実施することができる。

2 事前打合せについて

申請予定箇所については、災害発生後すみやかに河川課災害係と協議すること。

第2節 災害関連事業（関連）

この事業は、再度災害を防止するため、被災箇所或いは、未被災部分を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて実施する改良事業である。

1 事業の対象

災害関連事業は、災害箇所の原形復旧のみではその効果が限定される場合、また、これに接続する

一連の施設を含めた場合の効用が限定される場合において、災害復旧事業費に同程度の関連費（改良費）を加えて、この災害箇所を、あるいは、一連の効用を発揮するため未災箇所等を含めて改良復旧することにより、再度災害を防止する改良事業であり、都道府県または市町村事業の河川工事、海岸工事、砂防工事（都道府県のみ）、地すべり防止工事（都道府県のみ）、急傾斜地崩壊防止工事、道路工事、橋梁工事である。

ただし、河川及び海岸工事については、都道府県の事業で一定計画により改良する工事で、改良工事費が6億円を越えるものは助成事業となる。

関連事業の申請は、それぞれの工種・管理者ごとに行うが、接近して施行される複数の関連事業を一体とみなして施行することによって得られる効果が大である場合、複数箇所を1箇所とみなして改良工事費を算定することができる。（地域関連）

2 採択基準

査定方針第19によること。

なお、平成19年度以降の改正の主な点は以下のとおりである。

- (1) 氾濫流対策（平成20年11月28日付20河第283号「氾濫流対策を取り込んだ改良復旧事業の実施について（通知）」（長野県建設部長））

①巻堤

災害復旧助成事業において、降雨の規模が極めて大きく被災流量を下回る計画流量を設定せざるを得ない場合、破堤または欠壊など堤防に重大な被害が生じた箇所について実施

②側帯（水防拠点）

降雨の規模が極めて大きく被災流量を下回る計画流量を設定せざるを得ない場合又は水防拠点の整備が水防上必要であり、かつ水防拠点を整備する方が残土処理に比べ経済的に有利な場合、破堤または欠壊など堤防に重大な被害が生じた箇所について実施

③輪中堤

家屋移転等の土地利用の変化も踏まえ、連続堤に比べて輪中堤により防御した方が経済的に有利な場合、連続堤に代えて実施

- (2) 水路、溪流等の異常な出水により、いつ水氾濫、土砂流出等を生じ、これらが当該災害の発生の原因となった場合、その原因を除去又は是正する工事（平成23年8月5日付国水防第133号「公共土木施設災害復旧事業査定方針の一部改正について（通知）」（国土交通省水管理・国土保全局長））

3 関連事業成立までの取扱い

- (1) 事業要望

災害発生後は、すみやかに災害申請箇所、改良計画、概算事業費を調査し、管理者である都道府県知事又は市町村長（都道府県知事経由）が、国土交通大臣宛に改良復旧要望書を提出する。道路及び橋梁の関連事業は、地方整備局等道路担当部課と事前に要望提出について打合せした後に、防災課に提出する。なお、査定現地における単災又は一定災からの関連への要望変更は出来ない。

- (2) 現地調査

災害査定の際に合わせて、改良事業の現地調査が行われる。

災害復旧事業は、現地査定により工事費が決定されるが、関連工事費が1億8千万円を超える関連事業（いわゆる本関）は、提案計画の現地状況との適合性を調査するのみで、その他の検討は防災課で行う。なお、原則として11月中旬に現地調査が完了していることが必要である。

関連工事費が1億8千万円以下の関連事業（ミニ関）の場合は、関連工事費の調査額の決定まで行う。

(3) 事前打合せ

本関の場合には、現地調査終了後、申請者である地方公共団体（市町村は県経由）は、すみやかに調書を提出の上、防災課と事前打合せを行う。

事前打合せは現地調査の結果も含めて、計画の妥当性、採択の必要性等について検討を行い、事業採択のための財務省との協議に参考とするものである。提出する主な書類は災害関連事業調書、図面、写真、水理計算書等である。なお、道路・橋梁関連は、事前に地方整備局等道路担当部課の技術指導を受けるものとする。

(4) 事業採択

財務省との協議の成立をもって事業採択が内定する。

4 申請についての留意事項

（以下河川災害復旧関連事業について記すが他工種も同様に考慮のこと）

- (1) 計画高水流量は、流域の重要度、被災の程度、現地河道の状況、下流の流下能力、周辺河川等の改修計画規模等の諸条件を考慮して計画すること。
- (2) 下流に悪影響を及ぼさない計画であること。
- (3) 災害関連事業の親災害には工種の異なる災害を含めてはならない。これらは別途災害採択し、実施に際し合併の措置をとることができる。
- (4) 災害関連事業の親災害について
 - ア 単独災害であること。
 - イ 単独復旧をおこなっても独立した機能を有すること。
 - ウ 関連工法に対し過大（過少）とならないこと。
 - エ 関連事業の基本となる災害復旧事業費には仮工事又は関連計画の一部とならないやむをえず施行した本工事に係る災害費を含まないこと。
- (5) 関連事業計画区域の中に他の改良計画がある場合には原則として採択されない（方針19の1の1のロ）が改良計画があるか否かの判断については他の改良事業の確定状況および進捗状況等を検討の上慎重な判断が必要である。（おおむね5年計画程度で実施できない区画は採択対象となる）
- (6) 図面については申請区間の上・下流少なくとも100m程度必要である。特に縦断計画については、上・下流の縦断を検討のうえ決定のこと。
- (7) 関連設計書の積算は災害査定積算基準によること。
- (8) 災害費と関連費の割合1:1とは災害費は工事費であるが関連費は事務費を控除したもので比率を考えること。
- (9) 市町村の関連事業事務費は査定時と実施時で率が異なるので注意すること。
- (10) 写真については申請区間の被災状況を判明できる写真を添付することはもちろんであるが特に附帯工（橋梁、取水工）の構造寸法を判明できるものを添付すること。

- (11) 関連事業は採択後において関連事業費の増額は原則として認められないので計画樹立に当たっては綿密な調査測量をおこない設計もれ等のため実施に当たり予算不足になり計画が挫折することのない様計画のこと。特に附帯工事及び用地補償費の数量単価については十分な調査検討をおこなうこと。

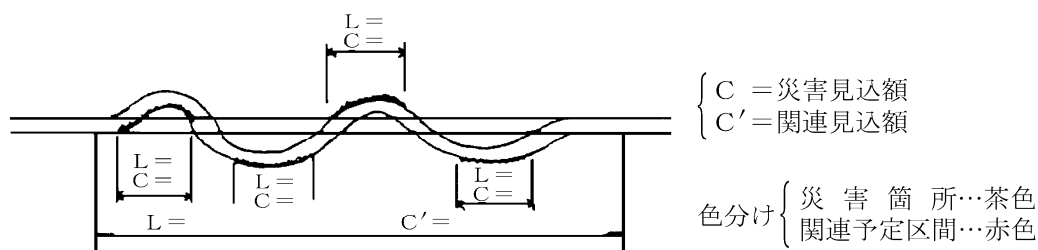
5 申請の下打合せについて

関連事業申請予定箇所については災害発生後すみやかに災害係と協議すること。

協議に際しては下記資料を準備すること。

- (1) 平面図（略図程度で支障ない）

図-2・1



- (2) 添付資料

ア 経済効果 { 鉄道 (km)、道路 (km)、人家 (戸)、田・畑 (ha) 公共施設 (概数で可) }

イ 災害費、関連費概算額調書、(砂防法第3条の2項の砂防災の場合は災害箇所が5割以上となる延長計算書)

ウ 標準横断図 (原稿程度)

エ 被災写真

6 地域関連

- (1) 地域関連の目的

接近して施行される複数の災害関連事業を一体とみなして施行することによって得られる効果が大きい場合は、合わせて一体的な「地域関連」として扱う。

地域関連に含まれる関連事業については、総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下 (関連の一般基準 (イ) の前項) という基準の適用にあたり、それぞれの関連事業でなく、地域関連全体として算定することができる。

- (2) 事業の対象

地域関連事業として扱うことができる工事箇所は次のいずれかの場合である。

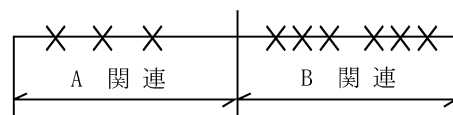
ア 接近して施行される同一工種の工事箇所で、異なる管理者により施行されるもの。

イ 接近して施行される河川、砂防、道路又は橋梁工事箇所。

接近して施行される関連事業として以下のようなパターンが考えられる。

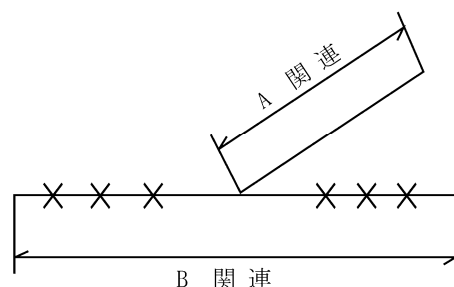
(直列型)

- ・河川の上下流に分割された関連
- ・一つの道路上での分割された関連等



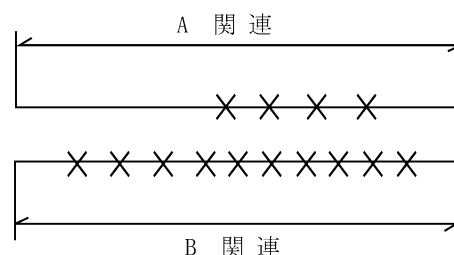
(合流・分岐型)

- ・河川の本支川に分割された関連
- ・一つの道路関連区間に合流する他の道路上にある接近した関連等



(平行型)

- ・川の中央が境界となり、両岸で管理者が異なる場合の関連
- ・背割堤で区切られた河川での関連
- ・同一斜面上の2つの道路関連
- ・河川の兩岸の道路関連等



第3節 河川等災害関連特別対策事業（災特） 昭和59年度創設

河川等災害関連特別対策事業（災特事業）は、災害復旧助成事業又は河川若しくは砂防の災害関連事業の候補箇所の直上下流において、狭窄部、屈曲部等の自然障害物又は橋梁、堰等河川の区域内に設置された工作物が、これら改良復旧事業による改良復旧効果の確保に支障となる場合において、その支障となる原因を除去する事業である。

1 採択基準

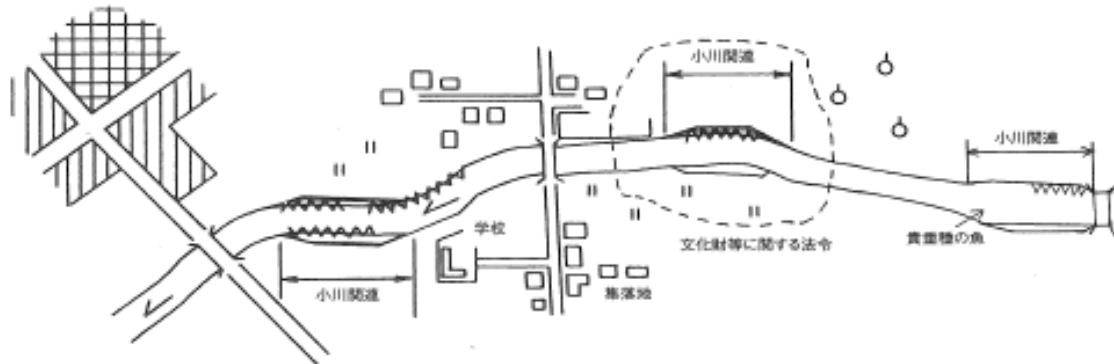
- (1) この事業の直上下流において災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。
- (2) この事業の実施箇所は、災害復旧助成事業又は災害関連事業による改良復旧効果の確保に支障となる箇所で、当該改良復旧事業との距離は、概ね200m以内とする。
- (3) この事業は、原則として他の改良計画のないものであって、かつ、事業によって得られる効果が大きいものとする。
- (4) この事業の工事費は、原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業に係る総工事費のうち、災害復旧事業の工事費を超えないものとし、都道府県工事にあつては概ね1,600万円以上1億円未満、市町村にあつては概ね1,200万円以上1億円未満とする。
- (5) この事業は、関連する災害復旧助成事業又は災害関連事業と同年度に採択する。

2 取扱い

災特事業は、助成又は関連事業と同様の手続きを同時期に行う。

第4節 特定小川災害関連環境再生事業（小川関連） 平成2年度創設

本事業は、災害復旧事業が採択された河川において、被災箇所またはこれに接続する未災箇所を含めて、小規模な河川の機能を保全し、良好な河川環境の連続性や人と川との豊かなふれあいの確保を図るため、周辺状況にふさわしい緩勾配護岸その他、環境に配慮した護岸等により復旧する事業であり、都道府県または市町村管理の河川が対象となる。



1 採択基準

(1) 河川の規模

川幅が30m未満の河川であって、市街地若しくは市街地周辺部を流下する河川又は現況流下能力が概ね100m³/s以下の河川

(2) 箇所の条件

- ① 市街地もしくは市街地周辺部、または付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域
- ② 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域
- ③ 被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域

(3) 原則として、他の改良計画がないものとし、関連する災害復旧事業箇所の全部または一部を含むものとする。

(4) 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下のものとする。

(5) この事業は関連する災害復旧事業と同年度に採択するものとする。

2 事業要望

災害発生後、すみやかに、災害申請箇所、特定小川災害関連環境再生事業（以下「小川関連」という。）計画、概算事業費を調査し、管理者である都道府県知事、指定都市の長又は市（特定都市を除く。）町村長（都道府県知事経由）は、国土交通大臣あてに事業要望書を提出する。

3 現地調査

(1) 関連工事費が1億8千万円を超える場合

災害査定の際に所定の資料に基づき現地調査を行う。

災害復旧事業については、工事費を決定するが、小川関連事業については、提案計画の現地状況との適合性について調査するのみで、その他の検討は本省において行う。

(2) 関連工事費が1億8千万円以下の場合

現地調査時に計画の妥当性、積算内容等について査定官と立合官との間で確認し、調査額を決定する。従って、現地調査時までには事前打合せ用の書類一式を準備しておくものとする。

第5節 事務手続きの流れ

1 災害復旧助成事業

(1) 改良復旧事業要望

災害発生後、すみやかに災害申請箇所、改良計画、概略事業費を調査し、現地調査（基本災害に係る査定）前に、国土交通大臣あてに下記の書類を提出する。

		資 料 名		摘 要
調 書	1	〇〇年発生災害に係る改良復旧事業の要望について	様式災改－1	
	2	〇〇年度改良復旧事業要望箇所総括表	様式災改－2	
	3	〇〇年度改良復旧事業要望書	様式災改－3	
	4	災害改良復旧事業調書	様式災改－4	
説明資料	1	位置図（都道府県管内図に位置を記入する）		
	2	一般平面図		注1
	3	計画概要及び写真		注2
	4	〇〇年災 災害復旧助成事業調書	様式助－1	
	5	効果比調書	様式助－2	
	6	妥当投資額調書	様式助－3	
	7	〇〇川災害復旧助成事業基本災害調書	様式助－4	
	8	計画概要表	様式助－5	
	9	要望概要書		注3

注1：計画区間、改良法線及び災害申請箇所を記入し、縦断図、横断図（災害提案断面、改良計画断面）、被災写真を添付する。

注2：写真は、全景、出水状況、被災箇所、付帯設備及び上下流の取付状況がわかるものを添付する。

注3：文章で下記のことを記入する。（B4版横長3～4枚）

- 1 河川の概要
- 2 既往河川改修概要
- 3 被災の概要
- 4 災害復旧助成事業要望理由
- 5 計画概要
- 6 事業概要

(2) 現地調査

基本災害に係る査定にあわせて、改良事業の現地調査を行う。

この際、下記の資料を提出する。

	資 料 名		摘 要
1	災害改良復旧事業調書	様式災改-4-1	
2	一般平面図		

(3) 事前打合せ

現地調査終了後、すみやかに（1～2週間以内）下記の書類を提出する。

	資 料 名		摘 要
1	〇〇年災災害復旧助成事業調書	様式助-1	
2	効果比調書	様式助-2	
3	妥当投資額調書	様式助-3	
4	〇〇川災害復旧助成事業基本災害調書	様式助-4	
5	計画概要表	様式助-5	
6	地形図（1/50,000）		注1
7	一般平面図（1/5,000～1/10,000）		注2
8	全体計画設計書		注3
9	計画平面図（1/1,000～1/2,000）		注4
10	計画縦断図		
11	標準横断図（1/100程度）		
12	水文資料		注5

注1：(i) 助成事業候補箇所が水系内で占める位置が明確に判断できるもの。

(ii) 上下流で施行中または施行済の関連他事業の区域、延長、事業種別を記入する。

(iii) 流域（緑色）、想定氾濫区域（淡青色）、実氾濫区域（濃青色）、計画区域（赤色実線）、関連他事業区域（紫色実線）、水位観測所（○印黒色）、雨量観測所（△印橙色）を面積または延長と一緒に記入する。

注2：(i) 一般平面図は、この図面一枚で助成事業の概要がすべて説明できるようにする。

- (ii) 図面の大きさは、縦50～80cm、横100～160cmとする。
- (iii) 図面の範囲は、助成計画区域のみでなく、関連他事業区域が記入できる範囲、上下流、支川等の状況がよくわかる範囲、及び河川沿いの地形、一般的状況、氾濫区域等が判明できる範囲とする。
- (iv) 関連他事業については、区域、延長、事業の種別、着手年度、完了年度、全体事業費等を記入する。
- (v) 想定氾濫区域（淡青色）、実氾濫区域（濃青色）、災害箇所（茶色波線）、計画区域（赤色実線）、関連他事業区域（紫色実線）を面積または延長と一緒に記入する。
- (vi) 縦断図、横断図（災害復旧・助成計画）、計画概要表（様式助－5）、計画高水流量配分図及び写真（被災状況、経済効果）を添付し、写真については、位置・方向を明示する。

注3：単価表は主要なもののみ添付し、数量計算書は省略してよい。

注4：災害箇所（茶色実線）と査定番号、延長、金額を記入するとともに、計画法線（赤色実線）を記入し、写真（被災状況、経済効果）を添付して位置・方向を明示する。

注5：下記の資料を添付する。

- ・対象異常気象、雨量、洪水流量
- ・過去の雨量、洪水流量の記録
- ・超過確率の計算
- ・計画雨量、計画高水流量の算定
- ・河道断面決定に関する水理計算書

(4) 事業の施行

ア 年度予算配分要望

防災課との打合せにより年度予算を配分し、配分額については、国土交通省により内定を通知する。

イ 全体計画審査

事業施行の全体計画を所定の書類、図面等に基づき、初年度の補助金の交付申請の審査の際に行う。施行計画については、詳細に検討する必要がある。

ウ 年度事業の実施認可等

- ① 内定通知のあった助成費の交付申請にあたっては、原則として当年度の災害復旧費の進捗率を考慮した災害費を加えた年度実施計画内容について審査を受ける。
- ② 着工第2年目以降における災害費の取扱いについては、「様式災改－5」の災害費更正調書により毎年度実施単価に更正して実施すること。
- ③ 年度事業の実施認可設計書の作成については、「当該年度河川局所管国庫補助事業にかかる補助金額等交付申請及び実施認可（承認）について」（各年度毎の河川局長通達）による。
- ④ 一般平面図記入要領は全体計画の認可と同様とするほか下記による。

当該実施箇所 ー 赤

前年実施箇所 ー 黄

前々年実施箇所 ー 黒

後年実施箇所 ー 緑

2 河川等災害関連事業

(1) 改良復旧事業要望

災害発生後、すみやかに災害申請箇所、改良計画、概略事業費を調査し、現地調査（基本災害に係る査定）前に、国土交通大臣あてに下記の書類を提出する。

		資 料 名		摘 要
調 書	1	計画概要	様式改-1	
	2	〇〇年度改良復旧事業要望箇所総括表	様式改-2	
	3	〇〇年度改良復旧事業要望書	様式改-3	
説明資料	1	位置図（1/50,000）		} 1枚にまとめる
	2	図（位置図、平面図、断面図等）		
	3	写真		

(2) 現地調査

現地調査の際、下記の資料を提出する。

	資 料 名		摘 要
1	災害改良復旧事業調書	様式改-4	
2	一般平面図、縦断図、横断図		

(イ) ミニ関の現地調査

関連工事費が1億8千万円以下の関連事業（ミニ関）の場合は、現地調査時までに打合せを行い、関係する書類一式（事前打合せ用に相当する書類）を準備し、現地において計画の妥当性、積算内容等について調査する。

現地で指摘を受けた事項は、査定が終了するまでに訂正を完了し、査定官、立会官の署名を災害関連事業調書（様式関-3）に受ける。その後、調書一式を国土交通省と財務省に提出する。

原則として、現地の調査額が本省において変更されることはない。

(3) 事前打合せ

現地調査終了後、すみやかに（1～2週間以内）下記の書類を提出する。

	資 料 名		摘 要
1	災害関連事業費総計表	様式関-1	
2	災害関連事業調書		
	①表紙	様式関-2	
	②関連事業調書	様式関-3	
	③災害箇所調書	様式関-4	
	④平面図	様式関-5	
	⑤縦断図	様式関-6	
	⑥横断図	様式関-7	

	⑦位置図（1/50,000）		
	⑧概況写真		注1
	⑨水理計算書		注2
3	災害関連事業箇所図（都道府県管内図）		
4	他の改良計画調書（平面図等、年次計画、確約書）		

注1：写真には必ず流向を記入し、次の順序で写真を添付すること。（写真番号を付し、平面図に撮影箇所、方向を図示する）

- (i) 全景写真：関連区間周辺の状況、経済効果がわかる写真
- (ii) 災害箇所写真：被災時の出水状況写真
- (iii) 災害箇所写真
- (iv) 上下流写真：上下流の取付がわかる遠景写真、起点より下流を望んだ写真及び終点より上流を望んだ写真（河川）、申請箇所の前後を望んだ写真（道路）
- (v) 附帯工事写真：橋梁（ポールを使用して幅員を明示する）、樋管、堰等の写真、構造等の現況、計画の対照表を写真の下につける。

注2：下記の資料を添付する。

- ・被災流量：主要な地点、洪水痕跡等を参考とする。
- ・現況流下能力：主要な地点、橋梁等
- ・計画高水流量：計画降雨、超過確率、流出計算等
- ・計画横断形：計画横断形の流下能力
- ・流量配分図

(4) 事業の施行

ア 年度予算配分要望

災害復旧助成事業と同様とする。

イ 全体計画審査

災害復旧助成事業と同様とする。

ウ 交付申請等

毎年度関連事業費の補助見込額の内定通知があった時は、下記書類により補助交付申請書を提出する。

	書 類 名	備 考
1	〇〇年度事業実施計画表	
2	〇〇年災害関連事業経緯表	様式関-9
3	主要構造物調書	初年度のみ
4	附帯工事調書	初年度のみ
5	用地及び補償費経緯表	
6	一部債務に掛かる年度別支払調書	
7	事業費総括表	

8	工事内訳表	様式改－5
9	災害費更正調書	
10	位置図（都道府県管内図）	
11	平面図	
12	縦断図	打合せ時のみ必要 注
13	横断図	打合せ時のみ必要
14	構造物計画図	打合せ時のみ必要

注：作成区域は、全体計画区間及び上下流の状況が判明できる範囲とする。